

定 款

全 国 石 油 商 業 組 合 連 合 会

全国石油商業組合連合会定款

昭和38年 5月21日設定
昭和39年 5月26日改正
昭和41年 3月10日改正
昭和41年 5月26日改正
昭和43年 5月24日改正
昭和44年12月11日改正
昭和46年12月 9日改正
昭和48年 4月25日改正
昭和52年11月25日改正
昭和53年11月 8日改正
昭和58年 3月23日改正
昭和59年11月19日改正
平成 元年 3月 9日改正
平成 8年 4月 3日改正
平成13年 3月30日改正
平成14年 4月 1日改正
平成15年 4月 1日改正
平成16年 3月31日改正
平成19年 6月18日改正
平成20年 5月20日改正
平成28年 6月10日改正

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、石油製品販売業の中小企業者の改善発達を図るための必要な事業を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、全国石油商業組合連合会と称する。

(地区)

第3条 本会の地区は、全国の区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 本会は、事務所を東京都千代田区に置く。

(公告の方法)

第5条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示してする。

(規約)

第6条 この定款で定めるものほか、本会の組織及び運営に関し必要な事項は、規約で定める。

- 2 規約の設定、変更又は廃止は総会の議決を経なければならない。
- 3 前項の規定に関わらず、規約の変更のうち軽微な事項並びに関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る）に伴う規定の整理については、総会の議決を要しないものとする。この場合、総会の議決を要しない事項の範囲、変更の内容について、文書又は電磁的方法により通知するとともに、第5条の規定に基づき公告するものとする。

第2章 事業

(事業)

第7条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員たる石油商業組合の事業についての指導及び連絡
 - (2) 会員及びその所属員である石油製品販売業に関する指導及び教育
 - (3) 石油製品販売業に関する情報又は資料の収集及び提供
 - (4) 石油製品販売業に関する調査研究
 - (5) 構造改善事業の推進・指導等に関する事業
 - (6) 所属員の新たな事業分野への進出の円滑化を図るための新規商品若しくは新技術の開発又は需要の開拓に関する調査
 - (7) 所属員の環境対策に関する事業
 - (8) その他、各号に附帯する事業
- 2 本会は、その事業に関し、会員の所属員のためにする組合協約を締結することができる。

第3章 会員

(会員の資格)

第8条 本会の会員たる資格を有する者は、本会の地区内における石油製品〔石油の備蓄の確保等に関する法律第2条第2項に掲げる指定石油製品、潤滑油、アスファルト又はグリース〕の販売を資格事業とし、都道府県の区域を地区として設立された石油商業組合とする。

(議決権及び選挙権)

第9条 会員は、おのおの1個の議決権及び選挙権を有するほか、会員の組合員の数に応じて別表に定める比例代表制による議決権及び選挙権を有する。

2 前項別表の組合員の数は、会員の所属員の増減にともない4年ごとに改定する。

(加入)

第10条 会員たる資格を有する者は、本会の承諾を得て、加入することができる。

2 本会は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

(自由脱退)

第11条 会員は、30日前までに書面により予告して脱退することができる。

(除名)

第12条 本会は、次の各号の一に該当する会員を除名することができる。この場合において、本会は、その総会の会日の10日前までに、その会員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 経費の支払いその他本会に対する義務を怠った会員
- (2) 本会の事業を妨げ、又は妨げようとする行為をした会員
- (3) 犯罪その他信用を失う行為をした会員

(会員名簿の作成、備置き及び閲覧等)

第13条 本会は、会員名簿を作成し、各会員について次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 名称、代表者及び住所
- (2) 加入の年月日

2 本会は、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

3 会員及び本会の債権者は、本会に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、会員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本会は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

4 会員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本会に届出なければならない。

- (1) 名称、代表者又は事務所を変更したとき。
- (2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき。
- (3) 定款又は規約を変更し、若しくは廃止したとき。

(会計帳簿の閲覧等)

第14条 会員は、総会員の100分の3以上の同意を得て、本会に対して、その業務取扱時間内はいつでも、会計帳簿又はこれに関する資料（電磁的記録に記録された事項を表示したもの）を閲覧又は謄写を請求することができる。この場合においては、本会は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

(使用料又は手数料)

第15条 本会は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

2 前項の使用料又は手数料は、規約で定める。

(経費の賦課)

第16条 本会は、その行う事業（使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く。）に充てるため、会員に経費を賦課することができる。

2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他の経費の賦課について必要な事項は、総会において定める。

第4章 役員、名誉会長、顧問、相談役、参与及び職員

(役員の定数)

第17条 役員の定数は次のとおりとする。

- (1) 理事 27人以上32人以内
- (2) 監事 2人又は3人

(役員の任期)

第18条 役員の任期は次のとおりとする。

- (1) 理事は、2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間とする。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。
- (2) 監事は、2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間とする。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。

- 2 補欠（定数の増加に伴う場合の補充を含む。）のために選出された役員の任期はその現任者の残任期間とする。
- 3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。
- 4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員の職務を行う。

（員外理事）

第19条 理事のうち、会員の役員でない者は、理事については3人をこえることはできない。

（員外監事）

第20条 監事のうち1名以上は、会員の役員及び会員の組合員又は組合員たる法人の役員若しくは使用人以外の者で、就任前5年間に本会の理事若しくは使用人又は本会の子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、執行役員若しくは使用人でなかつたものでなければならない。

（会長、副会長、専務理事、常務理事の選任及び職務）

第21条 理事のうち1人を会長、10人以内を副会長、1人を専務理事、1人又は2人を常務理事とし、理事会において選任する。

- 2 会長は、本会を代表し、本会の業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、その職務を代理し、又は代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を執行し、会長及び副会長とともに事故又は欠員のときは、その職務を代理し、又は代行する。
- 5 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、本会の業務を執行し、会長、副会長及び専務理事がともに事故又は欠員のときはその職務を代理し、又は代行する。
- 6 会長、副会長、専務理事及び常務理事がともに事故又は欠員のときは、理事会において、理事のうちからその代理者又は代行者1人を定める。

（監事の職務）

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び参事、会計主任その他の職員に対して事業に関する報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の忠実義務)

第23条 理事及び監事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の決議を遵守し、本会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員の選挙)

第24条 役員は、総会において選挙する。

- 2 役員の選挙は、単記式無記名投票により行うこととし、選挙の方法は規約で定める。
- 3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、役員の選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行うことができる。
- 5 指名推選の方法により役員の選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行う。
- 6 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選とするかどうかを総会にはかり、出席者全員の同意があった者をもって当選人とする。

(理事及び監事の報酬)

第25条 役員に対する報酬は、理事と監事を区分して総会において定める。

(名誉会長、顧問、相談役及び参与)

第26条 本会に名誉会長、顧問、相談役及び参与を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問、相談役及び参与は学識経験のある者のうちから理事会の議決を経て会長が委嘱する。
- 3 名誉会長、顧問、相談役及び参与の任期は2ヶ年とする。

(参事及び会計主任)

第27条 本会に、参事及び会計主任を置くことができる。

- 2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事会において決する。

(職員)

第28条 本会に、参事及び会計主任のほか、職員を置くことができる。

第5章 総会及び理事会

(総会の招集)

第29条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は毎事業年度終了後3月以内に、臨時総会は必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、会長が招集する。

(総会招集の手続)

第30条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各会員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

- 2 前項の書面をもってする総会招集通知の発出は、会員名簿に記載したその者の住所に宛てて行う。
- 3 第1項の規定による書面をもってする総会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。
- 4 本会は、希望する会員に対しては、第1項の規定による総会招集通知及び決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提供、招集を電磁的方法により行うことができる。
- 5 前項の通知については、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、第2項中「総会招集通知の発出は」とあるのは、「総会招集通知の電子メールによる発出は」と、同項中「住所」とあるのは「住所（電子メールアドレスを含む。）」と読み替えるものとする。
- 6 電磁的方法について必要な事項は、規約で定める。
- 7 第1項の規定にかかわらず、本会は、会員全員の同意があるときは招集の手続を経ることなく総会を開催することができる。

(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

第31条 会員は、前条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって、議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その会員でなければ代理人となることができない。

- 2 代理人が代理することができる会員の数は、4人以内とする。
- 3 会員は、第1項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。
- 4 代理人は、代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。

(総会の議事)

第32条 総会の議事は、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律185号、以下「法」という。）に特別の定めがある場合を除き、総会員の半数以上が出席し、そ

の議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議長)

第33条 総会の議長は、総会ごとに出席した会員の代表者のうちから選任する。

(緊急議案)

第34条 総会においては、出席した会員（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。）の3分の2以上の同意を得たときに限り、第30条の規定により、あらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる。

(総会の議決事項)

第35条 総会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金残高の最高限度
- (2) その他理事会において必要と認める事項

(総会の議事録)

第36条 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- (4) 会員数及びその出席者数並びにその出席方法
- (5) 出席理事の氏名
- (6) 出席監事の氏名
- (7) 議長の氏名
- (8) 議長録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (9) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）
- (10) 監事が、総会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見、総会提出資料に法令、定款違反若しくは、著しく不当な事項があるとして総会に報告した調査の結果又は総会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要

(理事会の招集権者)

第37条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、副

会長が招集する。

- 3 会長及び副会長がともに事故又は欠員のときは専務理事が、会長、副会長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、他の理事が招集する。
- 4 前3項の規定にかかわらず、理事は、必要があると認めるときは何時でも、会長に対し、会議の目的たる事項を記載した書面を提出して、理事会を招集すべきことを請求することができる。
- 5 前項の請求をした理事は、同項の請求をした日から5日以内に、その請求の日より2週間以内の日を会日とする理事会の招集通知が発せられないときは、みずから理事会を招集することができる。

(理事会招集の手続き)

第38条 会長は、理事会の招集は、会日の7日前までに、各理事及び各監事に対しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。
- 3 本会は、希望する理事及び監事に対しては、第1項の規定による理事会召集通知を電磁的方法により行うことができる。

(理事会の議事)

第39条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

(理事会の書面議決)

第40条 理事は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ通知のあった事項について、書面又は電磁的記録により理事会の議決に加わることができる。

(理事会の議決事項)

第41条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会の議長及び議事録)

第42条 理事会においては、会長がその議長となる。

- 2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事又は監事は、これに署名し、又は記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名を付するものとする。

- 3 理事会の議事録記載事項等については、第36条(総会の議事録)の規定を準用する。この場合において、同条第2項第9号中「(可決、否決の別及び賛否の議決権数)」とあるのは、「(可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名)」と読み替えるものとする。

第6章 支部及び部会

(支部)

第43条 本会は、地域ごとの会員をもって構成する支部を置く。

- 2 支部について必要な事項は、規約で定める。

(部会)

第44条 本会は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、部会を置くことができる。

- 2 部会の種類、組織及び運営に関する事項は規約で定める。

第7章 会計

(事業年度)

第45条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

(延滞金)

第46条 本会は、会員が使用料、手数料、経費、その他本会に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年利10.95%の割合で延滞金を徴収することができる。

(職員退職給与の引当)

第47条 本会は、事業年度ごとに、職員退職給与に充てるため、退職給与規程に基づき退職給与引当金を引当てるものとする。

附 則

- 設立当時の役員の任期は、最初の通常総会の日までとする。
- 最初の事業年度は、本会の設立の日から昭和39年3月31日までとする。
- 役員の定数については第16条の規定にかかわらず昭和47年度通常総会の日までは理事30人以上33人以内とする。

附　　則

平成20年5月20日付改正規定は、平成20年度通常総会の翌日から適用する。

附　　則

平成28年6月10日付改正規定は、平成28年度通常総会の日から適用する。